福祉用具等展示事業要領

1 目的

広島市身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）展示室において、身体障害者の自立支援や介護者の負担軽減などを目的としたさまざまな福祉用具を展示し、広島市立リハビリテーション病院、広島市立自立訓練施設及び更生相談所（以下「リハビリテーション病院等」という。）利用者等に福祉用具に関する情報を提供することにより、広島市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 情報提供対象者

⑴ リハビリテーション病院等利用者

⑵ リハビリテーション病院等職員

⑶ その他広島市身体障害者更生相談所長（以下「更生相談所長」という。）が必要と認めた者

3 運営主体

更生相談所

4 展示事業者

福祉用具などを取り扱っている事業者

5 展示品

⑴ 福祉用具全般（福祉用具とは「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」で定義されているものをいう。以下同じ。）

⑵ その他更生相談所長が必要と認めたもの

6 展示場所

更生相談所展示室（以下「展示室」という。）

7 展示期間

別に定める。

8 方法

事業者と更生相談所が協力し、展示室に事業者が所有する福祉用具等を一定期間展示する。

⑴ 募集

更生相談所は、展示室の概要など必要な情報を適切な方法で事業者に提示し、展示希望業者を募る。

⑵ 受付

展示希望業者は、展示品の種類や数などをまとめた福祉用具等の展示に関する提案書を更生相談所に提出する。

⑶　審査と決定

ア　更生相談所長は、リハビリテーション病院等福祉用具等の展示に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

イ　委員会は、提出された提案書を審査し、展示の可否等を決定し、更生相談所長にその結果を報告する。

ウ　更生相談所長は、委員会の意見を踏まえて、展示事業者、展示期間等を決定する。

⑷　覚書

展示に際し、広島市長と展示事業者代表者は覚書を交わす。

⑸　実施

ア　展示事業者は展示品の搬入、展示、撤去、搬出を行う。

イ　更生相談所は展示に際しての必要な備品を可能な範囲で提供する。

9 展示品に関する情報

⑴　展示品

展示事業者は展示品に関する情報を展示室内に提示しなければならない。

⑵　説明会

ア　展示事業者は、展示品に関する情報を提供する場（以下「説明会」という。）を展示期間中にリハビリテーション病院等内で設けることができる。ただし、更生相談所が適切な会場、時間を確保できない場合はこの限りではない。

イ　更生相談所は、上記９⑵アにかかわらず、必要な場合は展示事業者に説明会の開催を依頼することができる。

10 展示品の貸出

⑴　リハビリテーション病院等利用者個人への展示品の貸出は行わない。

⑵　リハビリテーション病院等職員の管理の下でリハビリテーション病院等利用者が展示品を試用することは可能とする。ただし、展示事業者が試用を許可した展示品に限る。

11 情報提供対象者からの意見聴取

更生相談所は、情報提供対象者の状況やニーズを把握するため、展示室等にアンケート用紙を設置し、意見を聴取する。

12 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は更生相談所と展示事業者が協議して定める。

附　則

この要領は平成２２年３月３日から実施する。

附　則

この要領は平成２６年４月１日から実施する。

附　則

この要領は令和５年１１月２４日から実施する。